を扱うこと。

第３款　各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い

１　指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 単元など内容や時間のまとまりを見通して，その中で育む資質・能力の育成に向けて，生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際，水産の見方・考え方を働かせ，水産業や海洋関連産業に関する事象を科学的に捉え，理解を深めるとともに，地域産業の振興や社会貢献に寄与するため，実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

(2) 水産に関する各学科においては，「水産海洋基礎」及び「課題研究」を原則として全ての生徒に履修させること。

(3) 水産に関する各学科においては，原則として水産科に属する科目に配当する総授業時数の10分の５以上を実験・実習に配当すること。また，実験・実習に当たっては，ホームプロジェクトを取り入れることもできること。

(4) 地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに，社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

(5) 障害のある生徒などについては，学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的，組織的に行うこと。

２　内容の取扱いに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1) 水産や海洋に関する課題を科学的・論理的に捉え，解決に向けた方策を自らの意見にまとめ，討議，発表する学習活動や，地域及び産業界等への学習成果の発信，研究発表などの機会を活用して，言語活動の充実を図ること。

(2) コンピュータや情報通信ネットワークなどの活用を図り，学習の効果を高めるよう工夫すること。

３　実験・実習を行うに当たっては，関連する法規等に従い，施設・設備や薬品等の安全管理に配慮し，学習環境を整えるとともに，事故防止や環境保全の指導を徹底し，安全と衛生に十分留意するものとする。

４　漁業乗船実習，機関乗船実習，体験乗船実習などを行う際には，綿密な計画を立て，所属の実習船により安全で効果的な実習が行われるよう留意するものとする。

第５節　家　　庭

第１款　目　標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，生活の質の向上と社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 生活産業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 生活産業に関する課題を発見し，職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み，よりよい社会の構築を目指して自ら学び，生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

第２款　各　科　目

第１　生活産業基礎

１　目　標

家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ，実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して，衣食住，ヒューマンサービスなどに関する生活産業や関連する職業を担う職業人として必要な基礎的な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

(1) 生活産業や関連する職業について体系的・系統的に理解するとともに，関連する技術を身に付けるようにする。

(2) 生活産業や関連する職業に関する課題を発見し，生活産業を担う職業人として合理的かつ創造的に解決する力を養う。

(3) 生活産業や関連する職業への関心を高め，適切な進路選択と専門性の向上を目指して自ら学び，生活産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

２　内　容

１に示す資質・能力を身に付けることができるよう，次の〔指導項目〕を指導する。

〔指導項目〕